

## 長崎大学オープンアクセス方針

2023年10月18日 附属図書館委員会承認

### (趣旨)

- 1 長崎大学(以下「本学」という。)は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献することを理念とする。そして、本学の研究成果を広く国内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元し、地域と国際社会の平和的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### (研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する教員(以下「教員」という。)による、公的研究資金を用いた研究成果(以下「研究成果」という。)を、長崎大学学術研究成果リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

### (適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

### (適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

### (リポジトリへの登録)

- 5 教員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「長崎大学学術研究成果リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

### (その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。